

地方自治法の規定に基づき工事監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、別紙のとおり告示する。

令和 4 年 3 月 18 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

記

1 監査の実施期間

令和 3 年 11 月 22 日(月)から令和 4 年 3 月 18 日(金)まで

2 監査の対象部課

都市建設部 土木建設課

3 監査対象工事の概要

(1) 工事件名

熊添川調整池工事(その 4)

(2) 事業の概要

菰田・忠隈地区の浸水被害の軽減を図るために、平成 22 年度に策定した「飯塚市防災(浸水)対策基本計画」に基づき、下流域での浸水被害の軽減を図るため、熊添川上流域に調整池を新設するもの

(3) 工事内容

堰堤工 N=1 基

取付水路 L=14m

U型水路 L=5m

底張りコンクリート A=2,952 m²

坂道(コンクリート舗装) L=44m

張ブロック A=1,036 m²

ブロック積 A=241 m²

ブロック張 A=179 m²

P U側溝 L=95m

横断側溝 L=9m

- (4) 工事請負者及び請負金額
株式会社 フジイ 136,133,800 円 (税込)
- (5) 設計者【委託先】及び請負金額
株式会社 協和コンサルタンツ 8,705,880 円 (税込)
- (6) 契約年月日
令和3年9月14日
- (7) 工期
令和3年9月15日～令和4年3月30日
- (8) 工事進捗率 (令和4年1月31日現在)
67%

4 監査の方法及び着眼点

今回の監査に当たっては、事業の妥当性、設計の合理性、積算の根拠性、特記仕様書等の運用性、工事契約の合規性、工事監理の適切性及び工事の安全性に着目するとともに、効率性、経済性が妥当であるかを主眼とし、次のとおり実施した。

- (1) 当該工事の関係書類(工事概要書、積算書、工事図面一式)の提出を事前に求め、予備監査を実施
- (2) 工事担当課より工事の状況の説明を受け内容を把握
- (3) 工事監督員同行の上、施工現場に赴き、工事監督員等から施工管理状況等についてのヒアリングを実施し、施工状況及び安全管理状況を精査

なお、工事に関する専門的知識を必要とするため、特定非営利活動法人西日本建設技術ネットに所属する技術士から技術面での助言を受けた。

5 監査の結果

工事概要調書及び工事監督員からの説明により、事業計画、設計及び施工の各段階において、重大な不具合は確認されなかった。

なお、技術的事項について調査した結果の詳細については下記のとおりである。

(1) 事業の妥当性

菰田・忠隈地区における熊添川流域浸水対策事業については、平成24年度より事業を開始、平成24年度に穂波総合公園に5,200 m³、菰田小学校グラウンドに700 m³の計5,900 m³の貯蔵施設、平成25年度に旧忠隈市営住宅跡地2か所に計1,520 m³の調整池を設置した後、今回、監査対象となった熊添川調整池22,000 m³の完成により合計29,420 m³の雨水の流出抑制が可能となるものである。

浸水被害の軽減を図ることができること及び調査の結果から、事業の妥当性について問題のある部分は見受けられなかった。

(2) 設計の合規性

設計の委託契約は、指名競争入札により行われており、10 者が応札し、株式会社協和コンサルタンツと契約している。設計金額に対する落札金額の割合は、89.9%であった。

また、管理技術者及び照査技術者は、それぞれ資格を有していた。

なお、地盤改良工の中層混合処理工の工法選定は、比較表より選定され適切であった。

以上のことから、設計の合規性は確保されていた。

(3) 積算の根拠性

積算は、「積算運用の手引き(福岡県県土整備部令和2年10月1日)」、「土木工事標準積算基準書(福岡県県土整備部令和2年10月1日)」、「積算資料」等により、適切に見積もられており、積算の根拠性は確保されていることを確認した。

(4) 特記仕様書等の運用性

特記仕様書によれば、無技能者のうち公共職業安定所の紹介により吸収する無技能者の数は延べ502人とされていたが、実際の工事において、502人の無技能者は吸収していないとの説明であった。

また、現場説明書において「本書、福岡県県土整備部発行の土木工事共通仕様書、土木工事施工管理の手引き及びその他別に定める仕様書等に基づき実施しなければならない。」としているが、福岡県県土整備部が発行する手引書の様式と一致していないものが見受けられたため確認したところ、現在統一を図っているとのことであった。

以上のことから、特記仕様書の運用性について、改善の必要性があることを確認した。

(5) 工事契約の合規性

実工期を検討した結果、工事期間を令和3年9月15日から令和4年3月30日までと設定しているが、これは、算定基準(「積算運用の手引き(福岡県県土整備部令和2年10月1日)」)をもとに算出した場合に比べ短い期間となっていた。

設計図書については必要書類が揃えられており、入札の際において施工業者からの質問はなかったとのことであった。

また、受注者から提出された契約書類についても、適切であることを確認した。

工期について、一般的には厳しい工期の設定であったのではないかと思料されたことから事情を確認したところ、担当者からは、実工程を勘案して算定したものであり、入札を行った際においても業者からの質問はなかったため、適切であると考えているとの回答であった。

(6) 工事監理の適切性

① 掘削土の残土処分は、見積り単価を採用していた。現時点において、合法

的に処分されているのか確認されていなかった。

- ② 施工計画書は、飯塚市の様式で作成され、形式的、一般的な記述となっており、現場独自の条件を反映した施工計画書となっていなかった。

施工計画書は、工事を施工するための根拠となるものであるため、現場特有の施工計画を具体的かつ詳細に記述すべきであると思料する。また、発注者と施工業者間において、予想されるリスクを事前に共有するための施工のシミュレーションでもあるため、今後は、当該工事現場に向けた品質確保、安全対策及び環境対策などの記述を勘案したうえ策定されたい。

施工計画書の本来の役割は、管理監督者及び施工業者双方において施工業者が工事のポイントを理解したうえで作成し事前に相互に確認するためであることを、再認識することが大切である。

- ③ 発注者及び施工業者との打ち合わせは口頭で行われ、工事打合せ簿等は使用されていなかったため、今後、記録を残すこと。
- ④ 工事管理について、随時、口頭にて行われ、記録が残されていなかったことから、今後、履行報告書を用い記録を残すこと。

施工業者へ工事の完了予定について尋ねたところ、完了するよう検討しているとの回答があった。なお、変更工程表等の確認はできなかった。

- ⑤ 工事現場にて施工体制台帳の閲覧を求めたが設置されておらず、確認ができなかった。

また、施工体系図については、掲示されていることを確認した。

- ⑥ 建設業の許可票及び労災保険関係成立票等は適切に掲示されていることを確認した。
- ⑦ 地盤改良やコンクリートの品質検査の結果及び工事写真等の提示を求めたが、整理がされておらず、確認することができなかった。

以上のことから、工事監理の適切性については、不備な点が見受けられた。

(7) 工事の安全管理

工事現場において、作業主任者等の掲示物は確認できたが、労働安全衛生法等で規定されている新規入場者教育、労働安全衛生協議会の開催、安全巡視等の実施について聴取したところ、実施していないとの回答であった。

また、バックホウのオペレーターに車両系の技能講習終了証の提示を求めたところ、携帯していなかった。

以上のことから、工事の安全性の確保については、不備な点が見受けられた。

6 助言事項

(1) 特記仕様書の運用性

特記仕様書によれば、無技能者を職業安定所の紹介により吸収する旨指示してい

るが、実施しておらず、実情に即した内容となっていなかった。

特記仕様書は、設計図書であるため、その内容は実施すべきものであることから、今後、実施見込みのない内容については削除すること。

(2) 工事契約の合規性

工期は、算定基準に比べ短い設定となっていたが、担当者へ事情を聴取したところ、実工程に基づき工期を算定したこと、入札時においても業者からの工期に関する質問はなかったことなどから、工期は適切であったとの回答を得た。

今後、工期が標準的な基準と乖離する場合は、工事の品質を確保できるよう、様々な角度より分析を行い、慎重に検討することを要望する。

(3) 工事監理の適切性

- ① 掘削土の処分について、合法的に処分されているのか確認を実施されたい。
- ② 施工計画書の内容について、現場の状況を反映したものになっておらず一般的な記述であることから、現場独自の条件を反映した施工計画書となるよう施工業者へ指示されたい。
- ③ 受発注者間の打ち合わせにかかる工事打合せ内容については、工事打合せ簿を作成し記録を残されたい。
- ④ 工程管理については、共通仕様書の様式である履行報告書により指導すること。
- ⑤ 建設業法において規定されている施工体制台帳が、工事現場に設置されていなかったことから、直ちに設置するよう施工業者へ指導すること。
- ⑥ 品質管理及び写真管理等の施工管理は、工事の進捗に合わせて管理すべきものであることから、工事の状態を把握するために、施工管理は進捗に合わせて随時監理するよう施工業者への指導を徹底すること。

(4) 工事の安全性確保

労働安全衛生法において規定されている、新規入場者教育、安全衛生協議会の開催及び安全巡視の実施等、法令を遵守した安全管理に努めるよう施工業者への指導を徹底すること。